

医療機関 各位

熊本市 こども支援課

PMH 導入について (こども医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度)

平素より本市福祉行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本市が実施する『こども医療費助成制度』『ひとり親家庭等医療費助成制度』につきまして、医療機関の事務負担の軽減及び、市民の利便性向上を図ることを目的として、令和 8 年度中に PMH（Public Medical Hub）を導入する予定としておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. PMH の概要

PMH とは、Public Medical Hub の略称で、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのことです。

PMH を導入することにより、医療費助成に係る資格確認について、マイナンバーカード等を活用したオンライン確認が可能となるなど、医療機関の事務負担の軽減が図られます。

2. 対象制度

(1) 熊本市こども医療費助成制度

(2) 熊本市ひとり親家庭等医療費助成制度

※熊本市重度心身障がい者（児）医療費助成制度については、既に PMH システムと連携済みです。

3. 導入時期

令和 8 年度中

※具体的な開始時期は、決定次第ホームページ等にてお知らせいたします。

4. 留意事項

- ・紙の受給者証は、引き続き発行いたします。
- ・市民への周知につきましては、今後ホームページ等により行います。
- ・保険証に変更が生じた場合は、今後も引き続き市民へ受給者証に係る保険情報変更の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

5. 参考ホームページ

以下の関係機関ホームページを併せてご確認ください。

■デジタル庁 HP

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

■厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuhijosei.html

※裏面に Q&A を記載しております。

6. PMH 導入に関する Q&A

【Q1】 PMH 対応後は、紙の受給者証は使えなくなりますか。

PMH 導入後も、紙の受給者証は引き続き発行いたします。オンラインにて受給資格の確認ができない場合は、紙の受給者証にてご確認ください。

【Q2】 PMH の導入に伴い、医療機関のシステム改修は必要ですか。

PMH を利用される場合は、システム改修が必要となります。

詳細につきましては、デジタル庁・厚生労働省のホームページをご確認ください。

【Q3】 システム改修費用に対する補助金はありますか。

補助金制度の有無や内容につきましては、デジタル庁・厚生労働省により案内されています。

詳細につきましては、各省庁のホームページをご確認ください。

<問い合わせ先>

熊本市 こども支援課 こども医療班

担当：木庭、藤本

直通：096-328-2158